

X II. 管理運営

1. 大学・学部管理運営

大学全体

(1) 教授会

ア 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

本学の場合、教育課程の編成及び教員人事に関しては、学部教授会に第一次的な決定権が委ねられている。教育課程の編成権は学部があり、学部・学科の教育課程改正案は、全学的な合意事項を満たしている限り、学部教授会の決定内容が尊重される。ただし、その具体的な表現形式、全学的合意事項の充足の有無、教育課程を定式化するための学則については、学務部長を議長とする教務委員会で審議され、他学部・学科と関係する部分については、学科長を加えた拡大教務委員会で調整される。学則はその後、学部教授会での審議を経て全学教授会に諮られる。各学部の教育課程編成権を拘束する全学的合意事項は、学部を代表する委員によって、存続期間を定めて構成される機関(これまでの例としては、例えば、全学教育課程委員会)において検討・提案され、学部教授会、全学教授会の承認を得て有効となる。

教育課程のうち、全学に共通の制度的枠組みについては、学部教授会のイニシアティブというよりも、全学的な審議機関である拡大教務委員会から提案されることも多い。例えば、成績が優秀であれば、在学期間が4年に満たない者でも卒業できる早期卒業制度などは、そのような例である。なお、全学教授会で最終決定される事項については、学長が主催して授業期間中の毎週月曜日朝に開催される部長会及び学部長会でも、ある程度の調整が諮られる。

教員人事については、新規採用の場合、採用人数及び新規採用教員の担当科目等に関して全学組織運営委員会での承認を必要とするが、その後の具体的な人選については学部の判断が尊重される。学部教授会が採用候補を決定した後、全学での教員資格審査委員会(学長、副学長、学部長、研究科長、各学部選出委員で構成)で改めて審査されるが、通常の場合、学部段階では、教員資格審査規則が定める全学の基準を満たすような人選を行っているので、実質的には(全学的基準を満たしているという)学部の判断がほぼ実現される仕組みとなっている。すなわち、全学的機関としての教員資格審査委員会は、学部教授会が採用候補者を選ぶための準則を定め、その遵守の如何をチェックしているのである。昇任人事もほぼ同様の手続きを経て行われている。

以上のように、教育課程、教員人事いずれにおいても、全学教授会及び学部教授会からの委任を受けて成り立っている機関が設定した合意事項を、学部教授会が遵守するという

形で運用されているため、少なくとも現在のシステムの下では、教授会による決定に対する不当な介入はあり得ない。すなわち、教授会の「自己統治」が実践されていると言えるから、教授会が果たしている役割とその活動は適切であると言える。

イ 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

学部教授会は、「学部にかかわる学則及び諸規程に関する事項」を審議決定する（学則第 60 条）。「学部にかかわる」事項の中には、教授及び研究、教育課程、学生の留学、休学、復学、除籍、復籍、退学、再入学、転学部、転学科、編入学、学士入学及び転入学並びに科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生、帰国子女及び研究生等、学内試験、学生の進学に関する事項など幅広く含まれる。加えて、各学部の自己点検・評価、各種委員の選出、大学長への意見具申並びに諮問に対する答申等も学部教授会の権限に属する。

学部長は、学部長は、「大学長を補佐し、所属学部を管理し、所属職員を指導する」（学則第 57 条第 4 項）と定められており、学部を代表すると同時に、学部教授会の議長として、学部による決定全般に対する責任と権限とを有する。

学部長の学部内での役割について述べる。学部長はそれぞれの学部において、全学的に共通の教務、学生、就職等の諸委員を選出させるとともに、各学部あるいはキャンパスの必要に応じて独自の諸委員会（例えば、人事委員会、将来構想委員会等）を構成させて、学部の教育と研究の適切な指導にあたっている。また、教員の採用・昇任の人事にあたっても、学部の決定を主導している。

ただし、各学科の教育課程の運用、科目担当者の決定、オリエンテーション行事の詳細の策定、オープンキャンパス実施内容の決定、予算案の策定など、学部運営の具体的な実際は、学科長を中心とする学部内の役職者に、基本的に委ねられていることが多く、学部長は全般的な指揮監督を行っている。近年は学則等に明示的には規定されていないにしても、各学部ともに、学科長会議あるいは学部役職者会議といった、学部内の主立った役職者間の連携を強化するための会議体が活発かつ効率的に機能しているから、指揮監督も形式的なものではなく、学部内の教員集団による有機的な連携の一環として機能している。

学部長の学部代表ないし全学レベルの役職者としての役割について述べる。

学部長は、学院長、大学長、副学長、宗教部長とともに学部長会を構成し、毎週定期的に、あるいは必要に応じて臨時的に、大学長が招集する学部長会に参加する。その審議事項は「研究・教育の計画、実施に関すること、大学長からの諮問事項に関すること、学部間の連絡、調整に関すること、その他特に審議を必要とする事項」（同規程第 6 条）にわたる。学部長会は教授会を超えた公式の決定権限をもたないが、理事会の審議事項が報告され、学部長を含む役職者の間の意見交換が行われるほか、学部間の利害調整の一部（他は別の決定権限をもつ会議体で調整されている）が行われているなど、他の会議体では扱われない事項に関する「高度の」判断に結びつく検討が為される。学部長会に先立って定期的で開催される部長会には、学部長会構成員のほか、事務部長、法人事務局役職者等が出席して、全学教授会審議事項の調整が行われ、時には提案内容が修正されることもある。そのほか、学内行政全般の報告と意見交換を通しての相互調整が行われ、学部長は各事務部局や事務部長主催の委員会に対する意見を直接述べるができる。また、入学試験に

関しても、学部長は入試選抜方法等検討委員会、入試実施委員会、入試管理委員会の構成員として、教授会から委任されている事項を審議決定する役割を担っている。

上述のように、学部長は、必ず学部で諮られる事項に関しては、学部教授会の最高責任者として行動し、必ずしも学部教授会に諮られない事項及び学部長が関与して案を策定する事項に関しては、学部を代表する役職者として行動しているから、学部長に委任されている事項と学部教授会審議事項が合理的に分けられていると言える。したがって、役割分担に関しては適切であると言える。

ウ 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

本学は独自の制度として、各学部教授会に加えて全学教授会を設置している（学則第58条）。学部教授会は「各学部を構成する教授、助教授及び講師をもって構成」し、「運営内規」第3条により、「それぞれの議長が、必要と認めるときは助手を出席させ、かつ、議決に加えることができる」と定められている。他方、全学教授会は教授のみをもって構成するが、議長たる「大学長は必要ありと認めるときは、助教授及び講師を出席せしめ、かつ、決議に加わらせることができる」（学則第59条第2項）と定めている〔平成19年4月1日施行の改正学則では、助教授は准教授に、助手は助教に、それぞれ変更されている〕。ただし、いわゆる大学紛争時以後は、「ただし書き」を適用した事例は皆無である。

他方、全学教授会に属する権限には、学則及び関連諸規定、学生の入学及び卒業、学生の賞罰並びに賠償、二学部以上に関する事項、大学の自己点検・評価、大学長への意見具申並びに諮問に対する答申等々、「全学的に決定を要する事項」が含まれる（第60条第2項）。もっとも、学生の入学判定は「入学試験判定委員会内規」によって「各学部の判定は全学教授会の委託によって各学部がこれを行い、その結果を全学教授会に報告するものとする」と定められているので、事実上は学部教授会の権限に属することとなる。

本学において「全学的審議機関」の最たる機構は、正教授のみをもって構成する全学教授会であるが、各学部教授会と全学教授会はそれぞれ審議・決定内容を区別・弁別しながら、学部の利害が対立したり、特定の学部が独走したりすることのないよう十分な注意を払っている。また、教育課程、教員人事の重要事項に関しても、上記アで述べたように、全学教授会の委任を受けた全学的審議機関が、学部教授会を超えた権限をもち、全学的な統一性、合理性が保たれるよう調整を行っている。

上述のことから、本学における学部教授会と全学的審議機関との間の連携及び役割分担は、適切であると言える。

(2) 学長、学部長の権限と選任手続

ア 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長選任は、寄附行為に基づく理事会の専管事項であるが、その選任過程で教学側の意見を反映できるようにしている。学長選考委員会は、理事会側5名、教学側5名、事務職

員1名からなる。宗教学校としての本学の場合、特に学長には学則にうたう建学の精神の堅持と、それに基づく大学の管理運営が要求されている（いわゆる「キリスト者条項」）。選考委員会では、建学の精神の理解と適用については理事会側の判断が、大学の管理運営能力については大学側の評価が反映されるように確認の後、選考が行われ、理事長に学長候補者を推薦することになっている。その結果、理事会は全学の意見を反映しながら、私学経営の責任母体として適切な学長選任を行うことができていると思われる。

この選任の手続きは、先進自由主義諸国の私学のあり方を範としながら、我が国の現状をも考慮したもので、適切かつ妥当なものであると思われる。

学部長の選任は学長の場合と同様、アメリカのプロテスタント系リベラル・アーツ・カレッジとその教会を背景とした本学においては、本来理事会専管事項であり、任命権は大学長、副学長と均しく理事会に属する。しかし、我が国の文化・社会の中では教学側の反映を不可避とした慣行がある。そこで、学部長候補者の選任にあたっては、当該学部側と理事会側から同数の委員に学長を加えた選考委員会によって学部長を選考し、その結果を学部長候補者として理事会に推薦している。選考委員会は、学部並びに（あるいは）大学院の意向を十分に反映するために、学部長・学科長・専攻主任等によって構成するように定められている。選考委員会においては、学長選考の場合と同様、十分な意見の交換を経て選考している。この方法は前者同様、形式的には全学的理解と協力のもとで、学部長の選出が行われることから十分な適切性、妥当性を得ていると言える。

イ 学長権限の内容とその行使の適切性

学長は、大学の最高意思決定機関である全学教授会の議長として、議案の提案を行う。そのほか、大学の最高責任者として、重要案件の稟議を最終的に決済する。また、学長は、教員の任用資格を審議する教員資格審査委員会、「各学部教授会定員」を適正に維持する全学組織運営委員会の委員長として、これらを主宰する。

さらに、定例の学部長会及び部長会を主宰して、学内業務の執行にあたる。前者は教学全般に関する計画、提案、執行及び学部間の調整を行い（学部長会規程）、後者は教学と管理運営に関する計画及び執行その他の重要事項について審議、所轄業務の報告、連絡、調整を図る（部長会規程）こととされている。

ウ 学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

本学の場合、学部教授会の上位機関すなわち全学的な意思決定の最高機関は、他大学に多く見られるような、学部代表からなる評議員会ではなく、「正教授」をもって構成する全学教授会であり、学長が招集してその議長となる。学部・全学の両方にかかわる案件は、通常、教務委員会、学生委員会等の教授会審議事項提案機関で審議の上、各学部教授会での審議を経て全学教授会で決定される。全学的な案件は、提案機関から直接全学教授会に提案されることが多い。また、学長は随時、特設委員会を設置し、必要事項を諮問する。例えば、長期計画委員会、財政専門委員会、全学教育課程委員会、情報教育整備委員会等々

である。

学長は随時、大学改革にかかわる「学長提案」を全学教授会に提示し、学部教授会等の審議に送付する。

そのほか、学長は常務理事会の構成員として全法人の意思決定に積極的に参与し、また、本学の建学の精神であるキリスト教に基づく教育実現の場である大学礼拝を3キャンパスにわたって司会し、説教を担当する。その他の学内の宗教活動も、宗教部を介して主導する。

上記からも明らかなように、本学が学長のリーダーシップの下、時代の要請に機動的に対応していくために、学長主導による各種の委員会が準備されており、理事会との役割分担と理事会からの権限委譲は極めて明確であるが、本学においては、さらにそれを補完する意味で、適宜、学長と理事会、学長と全学教会等の間で連絡協議をしながら業務の遂行にあたるなど、両者の連携協力関係は極めて適切である。

エ 学部長権限の内容とその行使の適切性

学則第 61 条によって、学部長はそれぞれ学部教授会を招集してその議長となることを定めている。全学教授会は構成員過半数の出席をもって成立するが、学部教授会は構成員の3分の2以上の出席を要求している（学則第 62 条）。学部長を議長として開催される学部教授会の審議・決定事項については、既に上で記述したので省略するが、学部によっては 100 名を越す構成員を持つので、学部長の任は重大である。学部長が学部長会、部長会の成員として本学の重要な意思決定に参与する。また、全学教授会の議題は必ず部長会の審議・承認を得なければならない。

上述のように学部長権限の内容とその行使の適切性はあると言える。

オ 学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長のリーダーシップを大学組織の枠組みに定着させるため、学則で2人の副学長（総務担当副学長、学務担当副学長）を規定している。前者は総務について、後者は学務及び学部間の調整について、学長を補佐すると規定している。その選任にあたって、学長補佐の趣旨が生かされるように配慮する理事会申し合わせがある。副学長は各種の委員会や学長諮問機関の委員長を担当して、業務執行と答申提出に責任を持つ。2名の副学長以外には学長秘書を含めて総務部職員が組織として学長を補佐している。現状では、大きな問題もなく活動しているが、少子化で社会情勢の厳しい中で、大学改革を進め、学長のリーダーシップを補佐する体制としては十分ではないと考えられる。複数の教員及び職員からなる学長補佐室の新設が望まれる。

(3) 意思決定

ア 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

本学では、各学部教授会に加えて、その上に教学にかかわる全学的事項の最高意思決定機関として正教授全員をもって構成する「全学教授会」が設置されており、学長が議長となる。重要案件は全学教授会で提案され、各学部教授会の審議に回布され調整を経た上で、再び全学教授会にかけて最終的な決定を見る。

(4) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

ア 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

本学は他大学のような意味での「評議会」、「大学協議会」を有しないが、評議会あるいは大学協議会が大学諸機関（学部や研究所）の責任者の審議機関であると想定すれば、学部長会、部長会がそれに相当し、規程によって毎週定期的に開催するように定められ、十分に機能していると判断される。加えて、本学程度の規模の大学としては例外的に「全学教授会」を設置し、全学的な意思統一、連絡・伝達的手段として機能させている。全学教授会は本学の一体性の可視的機構としても、今後とも重要な役割を担うであろう。地理的・時間的理由から、その存廃も論議されないではないが、上記のような理由から、抜本的なほかの選択肢が出されない以上は、今後とも機能することが切望される。

(5) 教学組織と学校法人理事会との関係

ア 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

学長と理事長の職務、理事会の審議決定事項等は寄附行為細則に、また全学教授会（正教授会）の職務、審議決定事項等は学則に規定されており、教学組織と学校法人理事会との間の機能分担・権限は極めて明確である。

しかしながら、実際には教学組織と理事会は、その職務遂行にあたって、平素から密接な情報交換がなされ、相互の理解と信頼関係を通して、極めて良好な協力関係が築かれている。その理由にはいくつか考えられる。大学から理事会構成員として、学長、副学長2名、学部長互選による者1名の計4名が加わっているため、理事会に大学側の考えを十分に反映できること、大学から理事会に上げられる議案の内容や報告については、「理事会打合せ会」（常任理事2名、法人事務局長、総務担当副学長、総務部長）において議案上程の主旨や経過等の背景説明がなされ、事前に十分な理解が得られていること、理事会の審議結果については学部長会において学長より大学関係分を中心とした報告がなされていること、さらに、理事会の事項が、特に教学に関係があると思われるものについては、学長より全学教授会に報告され、学部長を通して各学部教授会にも伝達されていること、等々である。

大学と理事会との連携協力関係及び機能分担について、財政と人事の問題を例に説明すれば次のようになる。予算（支出の部）に関しては、理事会より予算編成の基本的な考え方が大学（学長）に示され、学長の諮問により財政専門委員会が開催され、ここで大学（教学組織）各部門の意向を十分に反映した予算編成方針案が作成され、答申される。この予

算編成方針案は、財務会議の承認を経て理事会の正式な予算編成方針となる。この後、理事長から予算編成方針の通知を受けた学長は、これを学部・研究所・部・課等の各部門の長へ通知する。大学の各予算単位（学科・専攻・研究所・課・室など約 100 の予算単位）は、予算編成方針及び予算編成要綱に従って予算申請書を大学の財務部長あてに提出する。予算単位に対しては、財務部長を長とする予算編成実務者がヒアリングを行い、大学の予算原案が作成される。この予算原案は、財政専門委員会と財務会議の承認ののち、理事会において決定される。

教員人事については、既に学長提案に基づいて作成された大学の教員数についての 10 か年計画が定められている。この計画の作成にあたっては、あらかじめ理事会に大学としての大きな枠組みを示し、全学教授会（正教授会）に提案することが了承された。さらに全学教授会においても、これを各学部で検討することの了承を得た。各学部の検討結果とそれに基づく調整案が再び全学教授会に提案され了承された。現在は、毎年、各学部から申請される採用人事について、「全学合意事項」に合致しているかをチェックするための「全学組織運営委員会」が設置されており、その条件を満たしているならば、その結果が全学教授会に報告され、承認された後、それに基づき各学部は具体的な人事の手続きに入ることになる。これも連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性を示す例であろう。

(6) 管理運営への学外有識者の関与

ア 公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

本法人理事会のメンバーは 22 名であり、学院長、大学長、副学長 2 名、学部長互選による者 1 名、校長 3 名、法人事務局長、評議員から選任された者 4 名のほかに外部の学識経験者 9 名が参加している。また、監事 3 名は、この法人の理事又は職員以外の者の中から評議員会の意見を聞いて理事会において選任される。学外から選ばれた理事及び監事は、年 5 回開催される理事会において、本学の管理運営について、意見を述べ審議に参加する。

文学部

(1) 教授会

ア 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

文学部では、文学部教授会を原則として毎月 1 回開催し、全学にかかわる事項及び文学部に固有の事項について、審議・決定している。これに先立って、文学部三学科会議も実質的な審議を行っている。文学部教授会は、教育課程や教員人事等の文学部に固有の重要事項について決定権を行使している。複数の学部にもたがえる事項についても、文学部が当該学部である場合には、最終的決定権は全学教授会にあっても、文学部教授会の意思がで

き得る限り尊重されるようになっている。

したがって、文学部教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において文学部教授会が果たしている役割とその活動は、極めて適切であるとする。

イ 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

前述のとおり、教育課程や教員人事を含めて文学部にかかわる重要事項については、文学部教授会が決定権を行使している。文学部長は、それらについての原案を文学部教授会に提出する権限を持っているが、月2回程度開催している文学部学科長会議（三学科長及び英文学科夜間主コース主任）が事前の協議を行っている。その事前の協議には、事案の性質上必要な場合には、文学部選出の学務部副部長、学生部副部長などを陪席させている。学科長会議での協議をさらに三学科会議でそれぞれ実質的に審議し、最終的に学部教授会で審議・決定する慣行ができています。したがって、学部長と学部教授会との連携協力関係は、極めて適切に機能していると考えられる。

経済学部

(1) 教授会

本学の教授会組織は、全学教授会と学部教授会の二つのレベルに分かれている。学部教授会は、原則として月1回開催されており、学部長が召集し、その議長となる。構成員は学部には所属する専任の教授、准教授、講師である。学部教授会は、学則第60条に定められている事項、すなわち学則、教員人事、教育課程、学籍異動、編入学、進級、点検・評価、全学的委員会等の学部代表委員の選出などの事項を審議決定する。学部教授会の下に、学部の教学に関する事項を審議、調整するために、学部内の各種委員会が置かれており、学部教授会への提案事項を検討することも多い。特に学部の将来のあり方等を検討する場合には、学部内に「将来構想委員会」を設置して、学部組織のあり方、カリキュラムの見直しなどを検討している。

また、複数学科からなる経済学部の場合、学科特有の問題について審議する学科会議が設けられている。学科会議は学則上定められた正式の審議機関ではないが、全学的な審議機関においても、学科単位での委員選出が求められることが多く、実質的には教授会の意志決定機関の一環として機能している。学科会議においては、学部教授会で決定する事項であっても予め学科単位で検討した方が適切な事項、すなわち、学科の教員人事、学科の教育課程、学則、学科目編成、授業計画、学生の履修状況などについて検討されている。

(2) 学長、学部長の権限と選任手続

《学部長の権限》

学部長は、学則に「大学長を補佐し、所属学部を管理し、所属職員を指導する」とある。

一般的には、学長を中心とする大学執行部の方針を学部教授会の方針に反映させながら、他方、学部教授会の会議及び学部の権限事項を統括し、学部教授会の意向を全学的な決定に反映させる役割を担っている。

《学部長の選任手続き》

東北学院寄附行為によれば、その任命権は理事会に属するが、理事会に推薦する候補者の選考は、内規にしたがって、学長が招集する選考委員会によって行われる。選考委員会は、理事会代表に加えて、学部・学科の意向を十分に反映できるように学科長も構成員になっている。

(3) 意思決定

学部教授会は構成員の3分の2の出席をもって開会し、議決は出席者の過半数をもって行われる。可否同数のときは議長の決するところとなる。しかし、通常教授会は、議案を十分審議し多数の賛同をもって行われるよう運営されている。また、上記XⅡ. 1. (1)でも述べたように、学科会議は学則上定められた正式の審議機関ではないが、学科固有の事項について学科会議での検討が行われており、学部教授会においても学科固有の事項については、学科会議の判断が尊重されている。特に、カリキュラムの運用については、通常は学科長の判断に委ねられている。例えば、科目担当教員の配分、時間割りの調整、編入学生の入学前修得単位の認定、などである。

法学部

(1) 教授会

ア 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

本学部では、学部教授会を原則として毎月1回開き、学部にかかわる事項について審議・決定している。この活動を通じて、学部教授会は、教育課程や教員人事を含め学部にかかわる重要事項について、学部教授会は実質的決定権を行使している。確かに、大学全体あるいは複数の学部に関係する事柄については、最終的決定権限は学部教授会以外の機関にあることが多い。しかし、それらの機関においては学部教授会の意思が最大限に尊重されている。したがって、教育課程や教員人事を含め、学部にかかわる重要事項について、学部教授会は極めて重要な役割を果たしており、その活動は適切である。

イ 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

本学部では、上記のように、教育課程や教員人事を含め、学部にかかわる重要事項については学部教授会が実質的決定権を持っている。学部長は、それらについての原案を学部

教授会に提出する権限を持つが、本学部では、学部教授会の議題は、学部長、法律学科長、学部選出の学務部副部長、学生部副部長、教授会事務担当者による事前の協議を経て決定しており、学部長の専決としない慣行ができています。同時に、この協議会においては、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担を適切に行うために、学部の管理運営をめぐるさまざまな情報・意見交換、決定が行われる。

とはいえ、学部長が教授会に諮ることなく決定せざるを得ない事項はかなりある。それらについては、できるだけ上記協議会に諮るとともに、直近の教授会で学部長が報告することになっている。報告は口頭ではなく、書面に基づいて行われる。

このように、本学部においては、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担は適切に行われていると言える。

工学部

大学全体に関する記述を参照されたい。

教養学部

大学全体に関する記述を参照されたい。

2. 大学院研究科の管理運営

大学院研究科全体

(1) 大学院の管理運営体制

ア 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

本学大学院には、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、工学研究科、人間情報学研究科及び法務研究科の6研究科があり、法務研究科を除いて、いずれも学部を基礎としている。管理運営組織としては大学院委員会と研究科委員会がある。

大学院委員会は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、宗教部長、学務部長、学生部長及び各研究科専攻主任をもって組織されている。大学院委員会は、学則上は大学院委員長が必要と認めたとき、又は一研究科から要求があったときに開催されるとされているが、実際には、入学試験や論文審査等の重要な業務の日程に合わせて、年間の開催スケジュールを決めている。なお、大学院委員会委員長は、学長が兼ねている。この委員会は、各研究科間の連絡調整に関する事項を審議する。そのほかの主な審議事項は、大学院の学則、学位規程の制定・改廃、大学院担当教員資格審査基準、学位授与、大学院研究科及び専攻課程の設置・改廃に関する事項である。

研究科委員会は各研究科に置かれ、その研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織されている。研究科委員会は研究科委員長が必要と認めた場合、又は3分の1以上の委員からの要求があったときに開催される。審議事項の主なものは、大学院担当教員資格審査、授業科目の編成と担当、学位論文の審査及び最終試験、学生の学籍異動、学生の賞罰及び奨学にかかわる事項である。法務研究科だけは、他の研究科と異なって基礎となる学部を持たないことから、教員の人事の審議も行っている。

本学では、昭和39(1964)年4月に大学院文学研究科英語英文学専攻が初めて設置され、以後平成18(2006)年度までに6研究科12専攻が開設されてきた。この間に順次、管理運営の経験が蓄積され、かつ有効に活用されてきた。また制度面でも絶えず整備改善され、現在は大学院委員会、研究科委員会ともに円滑に機能しており、教学上の管理運営組織の活動の適切性は十分あると考えられる。

イ 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

大学院各研究科は、法務研究科を除いて、各学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者はそれぞれの規程に基づいて日時・会場など全く別個に開催されている。大学院の審議機関、特に研究科委員会と学部教授会との権限の最も顕著な違いは、新規採用の人事権である。すなわち、法務研究科を除いて、新規採用人事は学部教授会で審議され、理事会がこれを承認す

るという手続きとなっている。研究科委員会は、現任の教員について、大学院担当教員資格審査権を持つのみである。

現状は、学部重視の体制にあり、大学院がそれに付属する形である。各学部の特徴を生かしつつ高度普通教育を目指す本学にあって、学部教授会の審議を重視することは当然である。しかし、高度専門職業人の養成という社会的ニーズの高まりから、学部と大学院博士課程前期課程との連携は今後ますます重要となるであろう。また、高度専門職業人の養成、研究水準の高度化のためには、学部とは別に、大学院教育・研究の重視へと転換する必要がある。現在の組織形態を大きく変えることなく当面可能なことは、人事とカリキュラムにかかわる審議を、研究科委員会と学部教授会との合同協議会で行うことであろう。人事については、新採用に際して、若手であっても、できる限り博士課程前期課程の担当可能な人物を選任するべきである。またカリキュラムについては、上記と同様の合同協議会において学部と大学院前期課程との一貫した形態のものを考案すべきであろう。

ウ 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本学大学院の審議機関は、大学院委員会、研究科委員会及び専攻委員会である。そして大学院委員会委員長は学長が兼ねる。研究科委員会の委員長は研究科長であり、専攻委員会の委員長は専攻主任である。研究科長は、学長から学部長が大学院研究科長の兼務で任命される場合と、学部長とは別に任命される場合とがある。いずれの選任も学長の専決事項である。研究科長の選任については、学部長の場合のような、推薦手続きについての理事会申し合わせがない。そこで、学長が「関係者」と協議して推薦し、被推薦者の意向を確かめる方式がとられている。この手続きを明文化することが望ましい。専攻主任については、研究科長が推薦し学長が任命するが、その際、研究科長は、原則として、研究科委員会の了承を得て推薦している。

大学院の審議機関の長を選任する方法は、任命制と選挙制があるが、どちらが有効であるかは、当該機関の目標、固有の性格や時代状況などによって異なると考えられる。リーダーシップに関する研究によれば、強力なリーダーシップのもとで諸改革を遂行することが必要な場合であっても、任命制が有効であるとは限らない。強力なリーダーシップに必要と考えられる強力な権限（例えば人事権、最終決定権）及びそれらを実際に活用できるか否かと選出の仕方に必然的な関係はなく、構成員が民主主義を前提としている場合には、選挙による選出の場合の方が、構成員からの信頼が厚く、リーダーシップを発揮できる場合もあるからである。

ただ、上で述べたことは、逆に言えば、選挙による場合の方が望ましい結果を生むということの意味しない。選挙によって選ばれた長が示す無能、不正、横暴の例は、数限りない。問題が、選ばれた長が優れた結果を残すことをできる限り保証することにあるのであれば、長の不正や横暴、無能を監視するシステムを整備すれば、目的は達成できる。本学の大学院は全体としてその歴史が浅く目下整備の途上にあり、そのために強力なリーダーのもとで、大学院のあるべき理想を模索し、これを合意のもとで追求する必要があることを考慮すれば、本学大学院の審議機関の長の選任手続は、完璧にとは言えないが、一応の適切性を備えていると言える。しかし、組織上の問題、権限の問題など今後の大学院の改

革のために、審議機関の長のあり方については、検討すべきことが多いと考えられる。

文学研究科

大学院研究科全体に関する記述を参照されたい。

経済研究科

(1) 大学院の管理運営体制

ア 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

本学大学院は、文学研究科（3専攻）、経済学研究科（2専攻）、法学研究科（1専攻）、工学研究科（4専攻）、人間情報科学研究科（1専攻）、法務研究科（1専攻）の6研究科があり、いずれも学部を基礎としている。管理運営組織としては、大学院委員会、研究科委員会、専攻別委員会がある。

① 大学院委員会

大学院委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、宗教部長、教務部長、学生部長、及び各研究科専攻主任をもって組織されている。大学院委員会は、大学院委員長が必要と認めたとき、又は一研究科から要求があったときに開催される。なお、大学院委員長は、学長が兼ねている。この委員会は、各研究科間の連絡調整に関する事項を審議する。その他主な審議事項は、大学院の学則、学位規程の制定・改廃、大学院担当教員資格審査基準、学位授与、大学院研究科及び選考過程の設置・改廃に関する事項である。

② 研究科委員会

研究科委員会は、各研究科におかれ、その研究科の授業科目を担当する専任教員を持って組織されている。研究科委員会は、研究科委員長が必要と認めた場合、又は3分の1以上の委員からの要求があったときに開催される。審議事項の主なものは、大学院担当教員資格審査、授業科目の編成と担当、学位論文の審査及び最終試験、学生の学籍移動、学生の賞罰、及び奨学金にかかわる事項である。

③ 専攻会議（専攻科委員会）

専攻会議は、必要に応じて、専攻主任の判断で開催される。決定事項は、研究科委員会で承認される必要がある。

各委員会は、各委員が自由に発言できる状況であり、円滑に機能していると言える。上記のように大学院は学部を基礎とし、多くの教員は、学部教員による兼任である。そのため、学部の意向が大学院改革を妨げる可能性がある。また、大きな改革を行う場合、民主的であるがゆえに妥協的になる可能性もある。今後の課題として、権限の所在を考えておくことも重要と言える。

イ 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

経済学研究科は経済学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者は、それぞれの規程に基づいて会議が開催されている。大学院の審議機関、特に研究科委員会と学部教授会の権限の最も顕著な違いは、新規採用の人事権である。すなわち新規採用人事は学部教授会で審議され、理事会がこれを承認するという手続きとなっている。研究科委員会は、現任の教員について、大学院担当教員資格審査権を持つのみである。

現状は、学部重視の体制にあり、大学院がそれに付属する形である。しかし、高度専門職業人の養成、研究水準の高度化のためには、学部とは別に、大学院教育・研究の重視へと転換する必要がある。

学部と大学院の構成員を区分し、また組織・権限も区分し、相互に独立的協力体制へと変える必要がある。すなわち、大学院教員は、学部の依頼に応じ、また授業担当科目を持たないときに、責任ノルマとして学部の授業の担当をするなどへと変える。大学院担当者は、大学院の授業と研究論文及び発表をノルマとする体制が考えられる。今後の課題である。

ウ 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本学では、学部長が大学院研究科長の兼務で任命される場合と、両者が別個に任命される場合がある。いずれの選任も学長の専決事項である。学部長の選任に際しては、一定の基準が明示されている。

大学院の審議機関の長を選任する方法は、任命制と選挙制があると考えられるが、強力なリーダーシップの下で諸改革を遂行するには、任命制が有効である。審議機関の長が強力なリーダーシップを発揮するには、強力な権限（例えば人事権、最終決定権）を必要とする。そうしなければ、決定は多数決になり妥協的になる。また、審議機関の長の不正や横暴、無能を監視するシステムと組み合わせることで、強力な審議機関の長のリーダーシップの発揮とコントロールが可能になると考えられる。

大学院の審議機関の長の選任手続については、任命制が適切である。しかし、組織上の問題、権限の問題など今後の大学院の改革のために、審議機関の長のあり方は、考えるべきことが多くあると言える。

法学研究科

(1) 大学院の管理運営体制

ア 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

法学研究科の研究科委員会は、定期的開催されるほか、必要に応じ、臨時に開催され、教学上の管理運営の役割を果たしている。

大学院博士後期課程担当有資格者のみを本研究科担当教員有資格者としているため、本研究科担当教員の補充が容易ではない。そのためもあり、法律学専攻主任が研究科委員会の書記を兼ねるなど、研究科内の任務分担が、研究科長や法律学専攻主任に偏るという問題がある。

イ 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

前述のように、大学院博士後期課程担当有資格者のみを本研究科担当教員有資格者としている。このこと自体は、望ましいと考えているが、そのため、法学部教員の中で、大学院担当者は、約半数である。このことは、大学院の問題（改革課題など）を学部の問題としても意識する上では、不利となっている。本研究科に関する重要事項（入試結果など）は、法学部教授会でその都度、報告されている。

ウ 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

法学研究科長の選任については、学部長の場合のような、推薦手続きについての理事会申し合わせがない。そこで、学長が「関係者」と協議して推薦し、被推薦者の意向を確認する方式がとられている。この手続きを明文化することが望ましい。専攻主任については、研究科長が推薦するが、その際、研究科長は、原則として、研究科委員会の了承を得て推薦している。

工学研究科

(1) 大学院の管理運営体制

ア 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

本学大学院には、学部を基礎とする文学研究科、経済学研究科、法学研究科、工学研究科及び人間情報学研究科の5研究科があり、さらに法務研究科が設置されている。管理運営組織としては、次の大学院委員会と研究科委員会がある。

① 大学院委員会

大学院委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、宗教部長、学務部長、学生部長及び各研究科専攻主任をもって組織されている。大学院委員会は、大学院委員長が必要と認めたとき、または一研究科から要求があったときに開催される。なお、大学院委員会委員長は、学長が兼ねている。この委員会は、各研究科間の連絡調整に関する事項を審議する。その他主な審議事項は、大学院の学則、学位規程の制定・改廃、大学院担当教員資格審査

基準、学位授与、大学院研究科及び専攻課程の設置・改廃に関する事項である。

②研究科委員会

研究科委員会は各研究科に置かれ、その研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織されている。研究科委員会は研究科委員長が必要と認めた場合、または3分の1以上の委員からの要求があったときに開催される。審議事項の主なものは、大学院担当教員資格審査、授業科目の編成と担当、学位論文の審査及び最終試験、院生の学籍異動、院生の賞罰及び奨学にかかわる事項である。

本学では、昭和39(1964)年4月に大学院文学研究科英語英文学専攻が初めて設置され、以後平成16(2004)年度までに6研究科12専攻が開設されてきた。この間に順次、管理運営の経験が蓄積され、かつ有効に活用されてきた。また制度面でも絶えず整備改善され、現在は大学院委員会、研究科委員会ともに円滑に機能していると言えよう。

上記のとおり、本学の大学院研究科はすべて学部を基礎としている。そしてその関係上、学部長が研究科長を兼務する場合と両者を別々に担当する場合とがあるが、現在はいずれの研究科でも学部長以外の教員が研究科長を務めている。いずれが管理運営上有効であるかは今後検討すべき点と思われる。なお、工学研究科ではあまりにも業務が多忙を極めるため、常に学部長と研究科長を分離している。

イ 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

各研究科は各学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者はそれぞれの規程に基づいて日時・会場など全く別個に開催されている。大学院の審議機関、特に研究科委員会と学部教授会の両者において、権限の最も顕著な違いは新採用の人事権である。すなわち新採用人事は学部教授会で審議され、理事会がこれを承認するという手続きとなっている。研究科委員会は、現任の教員について、大学院担当教員資格審査権を持つのみである。各学部の特徴を生かしつつ高度普通教育を目指す本学にあって、学部教授会の審議を重視することは当然である。しかし高度専門職業人の養成という社会的ニーズの高まりから、学部と大学院博士課程前期課程との連携は今後ますます重要となるであろう。この観点から現状を改革する必要が認識されつつある。また、他専攻への進学や複数専攻の考えもある。

将来に向けて改善すべき具体的な方策として最も重視すべき点は、人事とカリキュラムにかかわる審議を研究科委員会と学部教授会との合同協議会で行うことであろう。人事については、新採用に際して若手であっても、できる限り博士課程前期課程の担当可能な人物を選任すべきである。またカリキュラムについては、上記と同様の合同協議会において学部と大学院前期課程との一貫した形態のものを考案すべきであろう。なお、目下「学長提案」による改革の一環としてこれらの作業の検討が進められている。

ウ 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

本学では、学部長が大学院研究科長の兼務で任命される場合と、両者が別個に任命され

る場合がある。いずれの選任も学長の専決事項である。学部長の選任に際しては、一定の基準が明示されている。

大学院の審議機関の長を選任する方法には、基本的に2通りある。任命制と選挙制である。そのいずれが有効であるかは、大学及び大学院の置かれている現状と関係する。今日、一方で少子化の傾向が、他方で高学歴化（生涯学習）の傾向が顕著となり、これに大学全体が即応しなければならない状況にあるとき、強力なリーダーシップのもとで諸改革を遂行するには任命制が有効である。ただし大学全体の規模が大きくなるほど、細部の機能を汲み上げるのは困難となる。その場合、学長補佐の設置が要請されるであろう。

大学院の審議機関の長の選任手続については、上記のとおり、大学及び大学院の置かれている現状を的確に判断して改善・改革が図られるべきであって、常に一定の方策があるわけではない。特に本学の大学院は全体としてその歴史が浅く目下整備の途上にあり、そのために強力なリーダーのもとで、大学院のあるべき理想を模索し、これを合意のもとで追求する必要がある。

人間情報学研究科

(1) 大学院の管理運営体制

ア 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

大学院全体の記述を参照されたい。

イ 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

各研究科は各学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者はそれぞれの規程に基づいて日時・会場など全く別個に開催されている。大学院の審議機関である研究科委員会は、現任の教員の、大学院担当教員資格審査権を持つのみで、新採用人事は学部教授会で審議、理事会が承認するという手続きになっている。

ウ 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

これまでは、研究科長は学長の任命事項であり、研究科委員会構成員の意向を忖度することもなく任命されていたが、今期の研究科長より、研究科の選考規程に基づいて研究科構成員より推挙された者が任命されるように変更された。

法務研究科

ア 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

法務研究科の教学上の管理運営組織は、法務研究科委員会及び教務・学生・図書等の各係である。

専属する専任教員全員を構成員とする法務研究科委員会は、学部における学部教授会同等の役割を持って活動している。したがって、開催回数も年間 15 回程度であり、法務研究科所属全教員を構成員従来の他の大学院研究科委員会よりも一段と活発に活動している。

この委員会にあつては、会議運営が適切に行われ、研究科内の最高議決機関として適切に機能している。

また、各係は、研究科内の必要な決定・執行をより機動的に行うことに貢献しており、これまた適切に機能している。

イ 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

法務研究科と法学部との間では、前者の法務研究科長・法実務専攻主任・総務担当教員と後者の法学部長・法律学科長・3 副部長との間で 1 ～ 2 週間に 1 度程度の頻度で適切に連絡・協議が行われている。

ウ 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

法務研究科長の任免権は規定上（学校法人東北学院寄附行為細則第 32 条第 2 項第 3 号）大学長にある。しかし、実質的には、研究科の意向が確かめられた上で任免が行われている。すでに学長や学部長に関して整備されているように、研究科長候補者の選考に関する規定が整備されることでより適切となるはずである。